

○ 集中地域一覧

※一部地方公共団体は一部区域が対象外

【首都圏】

○移転を促進する地域の地方公共団体（1 特別区）

東京都特別区

○全域が対象外となる地域の地方公共団体（102市28町）

東京都

八王子市 立川市 三鷹市 青梅市 府中市 昭島市 調布市 武蔵野市 町田市 小金井市 小平市 日野市 東村山市 国分寺市 国立市 福生市 狛江市 東大和市 東久留米市 清瀬市 武蔵村山市 多摩市 稲城市 羽村市 あきる野市 西東京市 瑞穂町 日の出町（26市2町）

埼玉県

さいたま市 川越市 川口市 行田市 所沢市 加須市 東松山市 春日部市 狭山市 羽生市 鴻巣市 上尾市 草加市 越谷市 蕨市 戸田市 入間市 朝霞市 志木市 和光市 新座市 桶川市 久喜市 北本市 八潮市 富士見市 三郷市 蓮田市 坂戸市 幸手市 鶴ヶ島市 日高市 吉川市 ふじみ野市 白岡市 伊奈町 三芳町 毛呂山町 越生町 滑川町 嵐山町 川島町 吉見町 鳩山町 宮代町 杉戸町 松伏町（35市12町）

千葉県

千葉市 市川市 船橋市 松戸市 野田市 佐倉市 習志野市 柏市 流山市 八千代市 我孫子市 鎌ヶ谷市 浦安市 四街道市 印西市 白井市 富里市 酒々井町 栄町（17市2町）

神奈川県

横浜市 川崎市 横須賀市 平塚市 鎌倉市 藤沢市 小田原市 茅ヶ崎市 逗子市 三浦市 秦野市 厚木市 大和市 伊勢原市 海老名市 座間市 南足柄市 綾瀬市 葉山町 寒川町 大磯町 二宮町 中井町 大井町 松田町 開成町 愛川町（18市9町）

茨城県

龍ヶ崎市 取手市 牛久市 守谷市 坂東市 つくばみらい市 五霞町 境町 利根町（6市3町）

○一部区域が対象外となる地域の地方公共団体（10市）

埼玉県 熊谷市 飯能市（2市）

千葉県 木更津市 成田市 市原市 君津市 富津市 袖ヶ浦市（6市）

神奈川県 相模原市（1市）

茨城県 常総市（1市）

【近畿圏】

○全域が対象外となる地域の地方公共団体（1市）

大阪府 大阪市

○一部区域が対象外となる地域の地方公共団体（8市）

京都府 京都市

大阪府 堺市 守口市 東大阪市

兵庫県 神戸市 尼崎市 西宮市 芦屋市

【機密性 2】

【別紙】

【中部圏】

○一部区域が対象外となる地域の地方公共団体（1市）

愛知県 名古屋市

○一部区域が対象外となる集中地域の地方公共団体

【首都圏】

埼玉県

熊谷市（旧大里郡大里村の区域を除く。）

飯能市（旧入間郡吾野村、入間郡東吾野村、入間郡原市場村、入間郡名栗村の区域を除く。）

千葉県

木更津市（真里谷、真里、下内橋、戸国、茅野、茅野七曲、山本七曲、大稲、田川、佐野、下郡、根岸、上根岸及び下宮田の区域を除く。）

成田市（旧香取郡下総町、香取郡大栄町の区域を除く。）

市原市（牛久、奉免、妙香、中、佐是、西国吉、皆吉、金沢、大蔵、藪、岩、鶴舞、田尾、池和田、矢田、下矢田、山小川、馬立、上原、上高根、中高根、風戸、栢橋、南岩崎、寺谷、石川、米沢、皆吉大蔵入会、真ヶ谷、安久谷、原田、江子田、奥野、堀越、宿、島田、市場、水沢、平蔵、米原、小草畑、高滝、養老、本郷、大和田、久保、外部田、駒込、山口、不入、古敷谷、小谷田、吉沢、新井、飯給、徳氏、平野、大戸、月出、万田野、柿木台、田淵、大久保、石塚、菅野、月崎、国本、柳川、折津、石神、朝生原、戸面及び田淵旧日竹の区域を除く。）

君津市（三直、内箕輪、内箕輪一丁目、八重原、法木作、法木作一丁目、外箕輪、外箕輪一丁目から四丁目まで、杵師、杵師一丁目から四丁目まで、南子安、南子安一丁目から九丁目まで、北子安、北子安一丁目から六丁目まで、坂田、東坂田一丁目から四丁目まで、西坂田一丁目から四丁目まで、大和田、大和田一丁目から五丁目まで、人見、人見一丁目から五丁目まで、中野、中野一丁目から六丁目まで、久保、久保一丁目から五丁目まで、北久保一丁目及び二丁目、南久保一丁目から三丁目まで、陽光台一丁目から三丁目まで、高坂、台一丁目及び二丁目、君津、西君津、宮下、宮下一丁目及び二丁目、小山野、常代、浜子、六手、皿引、尾車、草牛、馬登、大山野、作木、山高原、貞元、八幡、新御堂、杉谷、郡、小香、上湯江、下湯江、中富、畑沢飛地、北子安飛地、久保飛地、中野飛地、下湯江飛地並びに内箕輪外箕輪法木作入会の区域並びに根本、小糸大谷、長石及び糠田飛地の区域のうち図面に示す区域に限る。）

富津市（富津、川名、篠部、新井、大堀一丁目から三丁目まで、大堀、青木、新富、西川、下飯野、上飯野、本郷、前久保及び二間塚の区域に限る。）

君津郡袖ヶ浦町（奈良輪、坂戸市場、高柳飛地、神納、神納一丁目及び二丁目、福王台一丁目から四丁目まで、今井、今井一丁目から三丁目まで、蔵波、蔵波台一丁目から七丁目まで、久保田、久保田代宿入会地、久保田一丁目及び二丁目、長浦駅前一丁目から八丁目まで、代宿、北袖、中袖、南袖、長浦、飯富、下新田、三ツ作、野田、大曾根、勝並びにのぞみ野の区域に限る。）

神奈川県

相模原市（旧津久井郡津久井町、同郡相模湖町、同郡藤野町、同郡城山町の区域を除く。）

茨城県

常総市（旧結城郡石下町の区域を除く。）

【近畿圏】

京都府

京都市

市道白川通と府道高野修学院山端線との交差点を起点とし、順次同府道、府道上賀茂山端線、市道北山通、都市計画街路北山通、府道杉坂西陣線、市道京都環状線、市道衣笠宇多野線、府道花園停車場御室線、府道花園停車場広隆寺線、日本国有鉄道山陰本線、御室川右岸線、府道宇多野嵐山桎原線、桂川左岸線、日本国有鉄道東海道本線、市道京都環状線、府道伏見港京都停車場線、濠川左岸線、宇治川派流右岸線、京阪電気鉄道宇治線、一般国道二十四号線、日本国有鉄道奈良線、一般国道一号線、市道京都環状線、市道丸太町通及び市道白川通を経て起点に至る線で囲まれた区域（右京区鳴滝音戸山町の区域並びに同区太秦中山町、太秦三尾町、嵯峨広沢北下馬野町、嵯峨広沢池下町、音戸山山ノ茶屋町及び山越中町の区域のうち国土交通大臣が定める区域を除く。）並びにこの区域に属さない次の区域

北区衣笠西馬場町、衣笠総門町及び平野宮敷町の区域並びに同区衣笠馬場町及び平野上柳町の区域のうち国土交通大臣が定める区域

右京区常盤柏ノ木町、常盤古御所町、常盤神田町、常盤音戸町、龍安寺塔ノ下町、花園内畑町、宇多野法安寺町及び鳴滝桐ヶ淵町の区域並びに同区常盤御池町、常盤山下町、花園岡ノ本町、花園段ノ岡町、御室岡ノ裾町、御室双岡町、宇多野長尾町、宇多野福王子町、宇多野御屋敷町及び鳴滝本町の区域のうち国土交通大臣が定める区域

伏見区深草菰川町、深草一ノ坪町、深草下横縄町、深草正覚町、深草開土町、深草稻荷榎木橋町及び深草稻荷中之町の区域並びに同区深草願成町、深草藪之内町、深草稻荷御前町及び深草直達橋十一丁目の区域のうち国土交通大臣が定める区域

東山区五軒町、石橋町、柚之木町、定法寺町、堀池町、石泉院町、東姉小路町、梅宮町、西小物座町、中之町、夷町、西町、大井手町、今小路町、西海子町、分木町、南西海子町、進之町、土居之内町、堤町、唐戸鼻町、古川町、八軒町、北木之元町、南木之元町、稻荷町北組、稻荷町南組、清井町、遊行前町、梅林町、清水二丁目、清水四丁目、上弁天町、星野町、月見町、毘沙門町、下弁天町、玉水町、上田町、辰巳町、月輪町、慈法院庵町、常盤町、東音羽町、下馬町、上馬町、瓦役町、今熊野池田町、今熊野柳ノ森町、泉涌寺雀ヶ森町、泉涌寺東林町、泉涌寺門前町、本町十九丁目、本町二十丁目、本町二十一丁目、本町二十二丁目、本町二十四丁目及び今熊野宝蔵町の区域並びに同区妙法院前側町、松原町、東分木町、今道町、粟田口華頂町、東町、粟田口三条坊町、谷川町、祇園町北側、祇園町南側、林下町、五条橋東六丁目、白糸町、清水三丁目、下河原町、南町、鷺尾町、金園町、八坂上町、榎屋町、清閑寺下山町、清閑寺池田町、清閑寺山ノ内町、今熊野泉山町、泉涌寺山内町、本町十五丁目、今熊野阿弥陀ヶ峯町、本町十七丁目、本町十八丁目、本町十六丁目、今熊野剣ノ宮町、今熊野南日吉町、東瓦町、今熊野日吉町及び今熊野北日吉町の区域のうち国土交通大臣が定める区域

左京区岡崎入江町、岡崎東天王町、岡崎天王町、岡崎法勝寺町、岡崎成勝寺町、岡崎最勝寺町、岡崎西天王町、岡崎徳成町、岡崎円勝寺町、岡崎南御所町、岡崎北御所町、聖護院円頓美町、聖護院山王町、東門前町、北門前町、南門前町、粟田口鳥居町、永観堂西町、鹿ヶ谷寺ノ前町、鹿ヶ谷西寺ノ前町、鹿ヶ谷高岸町、鹿ヶ谷上宮ノ前町、鹿ヶ谷法然院西町、銀閣寺前町、浄土寺上南田町、浄土寺下南田町、浄土寺馬場町、浄土寺東田町、浄土寺石橋町、北白川上池田町、北白川東久保田町、北白川大堂町、北白川上別当町及び北白川下別当町の区域並びに同区南禅寺北ノ坊町、南禅寺下河原町、南禅寺草川町、南禅寺福地町、若王子町、鹿ヶ谷宮ノ前町、鹿ヶ谷下宮ノ前町、鹿ヶ谷桜谷町、鹿ヶ谷法然院町、銀閣寺町、浄土寺南田町、北白川仕伏町、北白川下池田町、北白川上終町、北白川丸山町、北白川山田町及び北白川山ノ元町の区域のうち国土交通大臣が定める区域

大阪府

守口市（八雲南、八雲旧南十番、八雲旧北十番、八雲旧八番、八雲旧下島、大庭七番、大庭、大日、佐太、大日旧大庭六番、大日旧大庭四番、大日旧大庭三番、佐太旧大庭五番、佐太旧大庭二番、佐太旧大庭一番、佐太西町二丁目、佐太中町四丁目から七丁目

【機密性 2】

【別紙】

まで、佐太東町一丁目及び二丁目、金田、金田町一丁目から六丁目まで、梶、梶町一丁目から四丁目まで、北、大久保町一丁目及び三丁目、東、藤田、藤田町一丁目、藤田浮田通、藤田天社通、藤田東通、藤田東中央通、藤田小金通、藤田大蔵通、藤田桜通、淀川河川区域並びに一般国道百六十三号線以南を除く区域)

布施市 長瀬川左岸線と日本国有鉄道東海道本線貨物支線との交会点を起点とし、順次同貨物支線、大阪市との境界線、市道長瀬三百七十四号線、市道衣摺東西線、府道大阪八尾線、八尾市との境界線、府道堺布施豊中線、府道大阪枚岡奈良線及び長瀬川左岸線を経て起点に至る線で囲まれた区域（日本国有鉄道東海道本線貨物支線から大阪市との境界線に移るには、その最初の交会点から移るものとする。）

堺市 日本国有鉄道阪和線以西の区域（石津川左岸線以西の区域を除く。）

兵庫県

神戸市

東灘区の区域のうち京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域

灘区の区域のうち水車新田、高羽（東灘区、兵庫区並びに灘区水車新田、土山町、桜ヶ丘町、一王山町、六甲台町及び篠原で囲まれた区域に限る。）、土山町、桜ヶ丘町、一王山町、六甲台町、八幡、篠原、畑原、原田及び岩屋の区域並びに同区大石、五毛及び上野の区域（国土交通大臣が定める区域を除く。）を除く区域

葺合区の区域のうち中尾町及び葺合町の区域（国土交通大臣が定める区域を除く。）を除く区域

生田区の区域のうち神戸港地方の区域（国土交通大臣が定める区域を除く。）を除く区域

兵庫区の区域のうち平野町、烏原村、石井村、清水町（国土交通大臣が定める区域を除く。）、鶴越筋、里山町、天王町三丁目及び四丁目、有馬町、有野町二郎、有野町有野、有野町唐櫃、山田町上谷上、山田町下谷上、山田町原野、山田町福地、山田町中、山田町東下、山田町西下、山田町衝原、山田町小河、山田町坂本、山田町藍那、山田町小部、山田町与左衛門新田、道場町生野、道場町塩田、道場町道場、道場町日下部、道場町平田、八多町中、八多町下小名田、八多町上小名田、八多町吉尾、八多町柳谷、八多町附物、八多町深谷、八多町屏風、八多町西畑、大沢町神付、大沢町上大沢、大沢町中大沢、大沢町日西原、大沢町簾、大沢町市原、長尾町上津、長尾町宅原、淡河町神田、淡河町野瀬、淡河町神影、淡河町中山、淡河町東畑、淡河町北畑、淡河町行原、淡河町木津、淡河町北僧尾、淡河町南僧尾、淡河町萩原、淡河町淡河並びに淡河町勝雄の区域を除く区域

長田区の区域のうち鶯町四丁目、源平町、滝谷町一丁目から三丁目まで、大日丘町一丁目から三丁目まで、萩乃町一丁目から三丁目まで、雲雀ヶ丘一丁目から三丁目まで及び一里山町の区域並びに同区鹿松町一丁目から三丁目まで、長者町、林山町、西山町五丁目、池田宮町及び高取山町の区域（国土交通大臣が定める区域を除く。）を除く区域

須磨区の区域のうち板宿、多井畑、妙法寺、車及び白川の区域並びに同区東須磨、西須磨、大手、明神町三丁目から五丁目まで、禅昌寺町一丁目及び二丁目、須磨寺町三丁目及び五丁目、高倉町一丁目及び二丁目並びに一ノ谷町一丁目から四丁目までの区域（国土交通大臣が定める区域を除く。）を除く区域

尼崎市 京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域

西宮市 京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域

芦屋市 京阪神急行電鉄神戸本線以南の区域

中部圏

愛知県

名古屋市

千種区（猪高町の区域を除く区域）

東区 全域

北区（西区との区界線と都市計画街路中小田井味簀線との交会点から順次同中小田井味簀線、県道名古屋小牧線及び新地藏寺川右岸線を経て春日井市との境界線に至る線以北の区域を除く区域）

西区（山田町の区域を除く区域）

中村区 全域

中区 全域

昭和区（天白町、一つ山、久方一丁目、久方二丁目、山郷町、大根町、高坂町及び御前場町の区域を除く区域）

瑞穂区 全域

熱田区 全域

中川区（富田町及び七反田町の区域を除く区域）

港区（南陽町の区域を除く区域）

南区 全域

守山区 春日井市との境界線と日本国有鉄道中央本線との交会点を起点とし、順次同中央本線、都市計画街路山の手通線、同小幡西山線、千種区との区界線、東区との区界線、北区との区界線及び春日井市との境界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

緑区 南区との区界線と都市計画街路天白橋公園線との交会点を起点とし、順次同天白橋公園線、同彌富鳴海線、同星崎白土線、同鳴子団地大高線、国道一号線及び南区との区界線を経て起点に至る線で囲まれた区域

<参考>

＜地域再生法（平成十七年法律第二十四号）関係条文抜粋＞

第五条 地方公共団体は、単独で又は共同して、地域再生基本方針に基づき、内閣府令で定めるところにより、地域再生を図るための計画（以下「地域再生計画」という。）を作成し、内閣総理大臣の認定を申請することができる。

五 次に掲げる地域において、本店又は主たる事務所その他の地域における就業の機会の創出又は経済基盤の強化に資するものとして内閣府令で定める業務施設（工場を除く。以下「特定業務施設」という。）を整備する事業（これと併せて行う事業で、特定業務施設の従業員の寄宿舎、社宅その他の福利厚生施設であって内閣府令で定めるもの又は当該従業員の児童に係る保育所その他の児童福祉施設であって内閣府令で定めるもの（第十七条の六において「特定業務児童福祉施設」という。）を整備する事業を含む。以下「地方活力向上地域等特定業務施設整備事業」という。）に関する事項

イ 地方活力向上地域（産業及び人口の過度の集中を防止する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるもの（以下この号及び第十七条の二第一項第一号において「**集中地域**」という。）以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

ロ 準地方活力向上地域（集中地域のうち、人口の過度の集中を是正する必要がある地域及びその周辺の地域であって政令で定めるものの以外の地域であり、かつ、当該地域の活力の向上を図ることが特に必要な地域をいう。以下同じ。）

集中地域の具体的区域

イ 東京都の特別区の存する区域および武蔵野市の区域ならびに三鷹市、横浜市、川崎市および川口市の区域のうち首都圏整備法施行令別表に掲げる区域を除く区域

ロ 首都圏整備法第 24 条第 1 項の規定により指定された区域

ハ 大阪市の区域および近畿圏整備法施行令別表に掲げる区域

ニ 首都圏、近畿圏および中部圏の近郊整備地帯等の整備のための国の財政上の特別措置に関する法律施行令別表に掲げる区